項目（１）について

諸施策の策定や実施に際し、今後とも、給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、大阪高教組と十分協議を行ってまいりたい。

項目（２）について

高校授業料無償化制度の見直しに伴う事務処理体制については、事務の性質等を総合的に勘案し、平成２７年度より賃金職員の活用により対応することとしたものです。

平成３０年度以降の事務処理体制については、平成２９年度の状況を見極めながら検討を行い、適切に対応していく。

定時制通信制修学奨励費については、大阪府の区域内にある公立高校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する勤労青年の修学を奨励し、生徒の経済的負担を軽減することにより学業の継続を図り、中途退学の防止に資するため、修学奨励費の貸与を行っている。

事務手続きについては、平成26年度に入学した修学生より本人及び同居家族（同一世帯に限る）から、本人及び保護者（親権者）に変更し、提出書類も就学支援金又は奨学給付金で提出した書類の写しで可とするよう変更を行っている。

引き続き事務手続きなどの運用面等につきましては、研究してまいりたい。

就学支援金に係る事務につきましては、昨年度は生徒異動・保護者等異動に伴い、学校が作成し当課に提出いただく「一覧」を廃止するとともに、当課が作成し学校を通じて配付する資格認定通知と支給決定通知書との統合を行いました。また、今年度は奨学のための給付金の申請書の様式を変更し、申請者欄を自署とすることで、署名欄をなくすこととしました。

　昨年７月の文部科学省担当者との意見交換の場において、就学支援金の所得制限の撤廃のほか、奨学給付金の給付格差の解消など、学校現場の事務負担の軽減にもつながる見直しについても、しっかりと要望したところ。

　今後とも、学校現場など各方面からの要望、他府県の状況なども注視しながら事務改善に努めていく。また、機会あるごとに国への要望など制度改善にも引き続き努めていく。

項目（３）について

定時制・通信制の課程で学ぶ多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えている

　高等学校課では、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」の中で、スクールカウンセラーとして臨床心理士の資格を有する専門家を全ての府立高校に配置している。活動については、1回5時間、年間10回を上限に主にケース会議等における教員へのコンサルテーションを行っている。また、生徒・保護者の状況に応じて外部機関等との連携を提案するなどしている。

さらに、平成21年度より、臨床心理学等を専攻している大学院生の実習を府立高等学校で受け入れ、生徒の心のケアを支援しているところ。今後も引き続き、活動報告書、事業調査等を通じて、活用状況、課題等を整理し、事業の効率的な運用に努めていく。

　日本語指導については、国の教職員定数改善計画等を活用して、本年度は８校に対して１２名の教員を加配しているところ。定時制の課程については、非常勤講師を配置していますが、今後ともヒアリング等を通じて、各学校の実状をていねいに把握し、適切に対応していく。

帰国・渡日生徒の支援については、大阪府立学校在日外国人教育研究会（府立外教）と連携し、帰国渡日生徒の学校への定着や進路実現に向けて、進路説明会や日　本語指導をはじめとした帰国渡日生徒の支援に努めているところ。

また、「日本語教育学校支援事業」において、学校からの要望に応じて、日本語教育学校支援専門員の派遣、教育サポーター、多言語チューター及び多言語学習支援員の配置を行っています。今後も、府立外教と連携し、在日外国人教育の経験・成果や幅広いネットワークを生かして、生徒交流会やスピーチコンテストの開催、また在日外国人教育に係わる諸課題について研究やモデル的な取組みを行うなど、府立学校の在日外国人教育の推進に向けて、取組みを進めていく。

　項目（４）について

府立高校に在籍する障がいのある生徒に対する支援については、平成２３年度より「障がいのある生徒の高校生活支援事業」をスタートし、エキスパート支援員として、臨床心理士等の専門家を要望のある高校に配置し、また、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、看護師や介助員、学習支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っているところ。

　日常的医療ケアを必要とする重度障がいを有する生徒に対しては、平成　１０年度より、「府立高等学校修学旅行看護師付添い措置」を実施し、看護師の付き添いを保障しているところであり、学校からの申請に基づき、予算の確保に努めているところ。

障がいのある子どもたちに対する「合理的配慮」を行うにあたっては、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

項目（５）について

定時制・通信制の課程で学ぶ多様な状況にある生徒に対する支援の充実については、多角的な観点からの支援が必要であると考えている。

生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあり、平成２８年度から「様々な課題を抱える生徒の高校生活支援事業」において、様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立高校定時制の課程４校に対してＳＳＷを配置し、今年度の新規事業「課題早期発見フォローアップ事業」においても、定時制課程４校にＳＳＷを配置している。

今後、各学校に配置しているスクールカウンセラーとの連携を促進する等の取組みの成果について、フォーラムなどの機会を通して共有していく。

項目（６）について

本府の厳しい財政状況の中、かねてより強い要望のありました特別教室の空調設備の設置については、教育環境の充実に資するため、全府立学校を対象に関係各課と連携を図りながら、特別教室の一部に平成23年度から5か年計画で順次整備を進めてきました。

　　なお、すでに設置している空調設備の老朽化が進んでいることから、こうした空調設備の更新計画の作成については、今後の大きな検討課題であると認識をしている。

　　教科準備室等への空調機の設置については、強い要望があることは十分に認識していますが、現在の財政事情を踏まえると実現は困難であり、今後の課題と考えている。

府立学校における休養室については、本年９月に、設置状況調査を行ったところ。今後、設置基準を満たしていない学校については、状況を確認したうえで、各校の実情に応じて改善が図られるよう関係課とも調整しながら、継続して助言、指導していく。

項目（７）（８）について

勤務時間の割振り変更については、平成26年2月に時間外勤務の縮減を進め、教職員の業務負担軽減を図ることを趣旨として、適切且つ柔軟に運用できるように教育長通達の改正を行ったところ。

　勤務時間の振替えについては、勤務時間条例において「週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日を人事委員会規則で定める期間内（勤務を命ずる日を起算日とする前４週間・後８週間以内、教育職員は前４週間・後１６週間以内）に他の日へ振り替えることができる。」こととしています。

　週休日における勤務命令が３時間４５分又は４時間の場合についても、同様に他の日への振り替えを可能としていますが、時間単位での振替は、条例等の規定から困難です。

項目（８）について

入学者選抜業務において、実施計画を作成するにあたっては、勤務時間内での計画をお願いしているところ。特に、入学者選抜の学力検査当日、教職員は、受験生の集合時刻以前の時刻から備える必要があることから、事前に、学校の実態に合わせて勤務時間を繰り上げる措置をとっていただくようお願いしています。

項目（９）について

教職員の出勤簿の取扱いについては、平成16年3月31日付け教委職第2295号により、人事給与福利厚生情報管理システムの導入に伴う各府立学校における出勤簿の扱いの方法について、各府立学校長あて通知しているところ。

　　大阪府立高等学校等処務規程上、出張については、前日までの手続きが原則ですが、急を要する場合は、この限りでないとされています。ＳＳＣの入力が22時までの設定となっていることのみに起因して実務上の不都合が発生する場合がありましたら、准校長等を通じ、教職員人事課あて、連絡いただくようお願いする。

総務サービスシステム（ＳＳＣ）の運用時間については、当初は午前６時から午後９時30分まででしたが、定時制課程の授業時間を考慮して、現在は午後10時までの運用をしているところ。

これのさらなる延長については、午後10時から翌６時までの間にバックアップ、夜間処理を行っており、それに要する時間が７～８時間かかりますので、運用期間を延長することは困難です。

運用時間内で入力をお願いします。

　ＯＴＲ（オンラインタイムレコーダ）については、全庁的な基準（職員150人に１

台）に基づき設置しているところ。

　今回、ＯＴＲの３期更新に当たって、各学校に対して設置場所の確認をして設置（平成27年11月末）が完了したところ。

　　ＯＴＲ設置場所については、各学校において、利便性、管理面などを検討し、設置場所が決定されているところ。

項目（１０）について

勤務時間条例第13条第3項において、「年次休暇は、１日を単位として与える。ただし、職員から要求があった場合は、１時間を単位として与えることができる。」と規定されており、また、「1回の勤務に割り振られた勤務時間内において断続して与える時間単位の年次休暇は、1回の年次休暇と合算することができる。」こととしていますことから、要求に応じることは困難です。